（令和元年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和元年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「四万八千四百八十五円九十四銭」とあるのは「四万七千九百五十五円三十二銭」と、「0.37541766」とあるのは「0.37808021」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九二七六一七三六四五五」と、「0.000000723813」とあるのは「〇・〇九二七六一七三六四五五」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千七百二十六円八十六銭」とあるのは「一万千七百四十九銭」と、「〇・〇二二四三四〇三七五八」とあるのは「〇・〇二二四三四〇三七五八」と、「11,726円86銭」とあるのは「11,707円49銭」と、「0.022644262093」とし、同条第四項中「一万三千九百十五円〇〇銭」とあるのは「一万四千二百四十七円九十五銭」と、「〇・〇一八〇〇七〇三二九二」とあるのは「〇・〇一九四二五三四七九七四」と、「13,915円00銭」とあるのは「14,247円95銭」と、「0.018800703292」とあるのは「0.019425347974」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和元年度分の調整交付金から適用する。

○厚生労働省令第四十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十八条第二項及び第三十一条の二第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の八第一項の試験に合格した登録販売者（以下「旧試験合格登録販売者」という。）については、施行日から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号。次項及び附則第五条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新規則の規定を適用する。 2　旧試験合格登録販売者に係る新規則第十五条の九、第百四十条第二項、第百四十七条の十、第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の十三の規定の適用については、施行日から改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例による。 3～7　（略）	**附　則** （経過措置） **第二条**　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の八第一項の試験に合格した登録販売者（以下「旧試験合格登録販売者」という。）については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新規則の規定を適用する。 2　旧試験合格登録販売者に係る新規則第十五条の九、第百四十条第二項、第百四十七条の十、第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の十三の規定の適用については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。 3～7　（略）

（平成三十年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　平成三十年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「四万五千八百九十五円四十三銭」とあるのは「四万六千九百五十円五十九銭」と、「0.37651607」とあるのは「0.38045321」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇八八六九三九八三四五九五」とあるのは「〇・〇九一六〇九五六九八一八三」と、「0.000000727626」とあるのは「0.000000742369」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千四百七十二円五十一銭」とあるのは「一万千四百五十七円十二銭」と、「〇・〇二二〇七〇二二八五六一」とあるのは「〇・〇二二二五一七三三〇三五」と、「11,472円51銭」とあるのは「11,457円12銭」と、「0.022070228561」とあるのは「0.022251733035」とし、同条第四項中「一万四千九十四円九十四銭」とあるのは「一万三千八百十三円四十五銭」と、「〇・〇一九〇三七〇三二八〇三」とあるのは「〇・〇一九四六四七八二一二一」と、「14,094円94銭」とあるのは「13,813円45銭」と、「0.019037032803」とあるのは「0.019464782121」とする。